

障害者総合支援法による補装具製作方法

神戸市在住の方用（補装具製作が初回の方）

ご使用中の補装具は障害者総合支援法により身体障害者手帳を利用して製作することができます。以下の流れをご確認ください。

製作までの流れ

- ① お住まいの区役所の『健康福祉課』へ行き、補装具を新しくしたい旨の申し出を行ってください。

※申請の際には障害者手帳と印鑑をお持ちください。

② □ 文書判定の場合

医学的意見書の記載をかかりつけ病院の医師に依頼してください。当日は医師の指導のもと義肢装具士がお身体の採寸・採型を行います。

後日改めて弊社よりご自宅へ製作する補装具の見積書を送付いたしますので、医学的意見書と合わせて、健康福祉課へ提出してください。

□ 来所判定の場合

かかりつけ医での医学的意見書の作成が困難な場合には、役所にて来所判定のご予約をお取りいただいた上ご出席ください。判定医の指導のもと義肢装具士がお身体の採寸・採型を行います。※文書判定もしくは来所判定の際、義肢装具士が不在の場合がございますので、事前に弊社まで日程をご連絡ください。

- ③ 区役所より『支給決定通知書』『支給券』『委任状』がご自宅に届きます。区役所より弊社へ案内はございませんので、届きましたらご署名等はせずに『支給券・委任状』を弊社までお届け、もしくはお送りください。

- ④ 書類が弊社へ届き次第、補装具の製作に取り掛からさせていただきます。

- ⑤ 完成後、お電話でお渡しする日時と場所のご相談をさせていただきます。

※来所判定の場合は、障害者更生相談所でのお渡しとなります。

- ⑥ 補装具のお渡し時に、『支給券・委任状』に必要事項のご記入、捺印をいただきます。

※自己負担額については、『支給決定通知書』をご確認ください。

※電動車椅子に関しては文書判定を行っておりませんので、来所判定のみになります。

ご不明点がございましたら下記までご連絡ください。

株式会社 澤村義肢製作所 担当()

〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番24

TEL 078-304-6680 FAX 078-304-6681 <http://sawamuragishi.jp/>